

随意契約の契約状況表

(消防局)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	予防課	特定屋外タンク貯蔵所の 変更許可申請に係る審査 ENEOS株式会社 大 分製油所	令和 4年10月11日	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 危険物保安技術協会	540,000	2号	特定屋外タンク貯蔵所T-401が技術上の基準に適合しているか否かの審査・検査を実施する業務委託である。現在、この審査・検査を行っている機関が危険物保安技術協会のみであることから、随意契約を行っている。
2	予防課	特定屋外タンク貯蔵所の 保安検査に係る審査 ENEOS株式会社 大 分製油所	令和 4年10月31日	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 危険物保安技術協会	712,500	2号	特定屋外タンク貯蔵所T-408が技術上の基準に適合しているか否かの審査・検査を実施する業務委託である。現在、この審査・検査を行っている機関が危険物保安技術協会のみであることから、随意契約を行っている。
3	予防課	特定屋外タンク貯蔵所の 保安検査に係る審査 ENEOS株式会社 大 分製油所	令和 4年10月31日	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 危険物保安技術協会	712,500	2号	特定屋外タンク貯蔵所T-119が技術上の基準に適合しているか否かの審査・検査を実施する業務委託である。現在、この審査・検査を行っている機関が危険物保安技術協会のみであることから、随意契約を行っている。
4	予防課	特定屋外タンク貯蔵所の 変更許可申請に係る審査 ENEOS株式会社 大 分製油所	令和 4年11月4日	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 危険物保安技術協会	540,000	2号	特定屋外タンク貯蔵所T-231が技術上の基準に適合しているか否かの審査・検査を実施する業務委託である。現在、この審査・検査を行っている機関が危険物保安技術協会のみであることから、随意契約を行っている。
5	予防課	特定屋外タンク貯蔵所の 変更許可申請に係る審査 ENEOS株式会社 大 分製油所	令和 4年11月9日	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 危険物保安技術協会	877,500	2号	特定屋外タンク貯蔵所T-110が技術上の基準に適合しているか否かの審査・検査を実施する業務委託である。現在、この審査・検査を行っている機関が危険物保安技術協会のみであることから、随意契約を行っている。
6	予防課	特定屋外タンク貯蔵所の 変更許可申請に係る審査 ENEOS株式会社 大 分製油所	令和 4年12月26日	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 危険物保安技術協会	877,500	2号	特定屋外タンク貯蔵所T-101が技術上の基準に適合しているか否かの審査・検査を実施する業務委託である。現在、この審査・検査を行っている機関が危険物保安技術協会のみであることから、随意契約を行っている。
7	予防課	特定屋外タンク貯蔵所の 変更許可申請に係る審査 ENEOS株式会社 大 分製油所	令和 4年12月26日	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 危険物保安技術協会	540,000	2号	特定屋外タンク貯蔵所T-114が技術上の基準に適合しているか否かの審査・検査を実施する業務委託である。現在、この審査・検査を行っている機関が危険物保安技術協会のみであることから、随意契約を行っている。